証券コード２４４Ａ
2024年11月13日
（電子提供措置の開始日2024年11月６日）

株主各位

東京都新宿区西新宿一丁目26番２号
グロースエクスパートナーズ株式会社
代表取締役社長 **渡　邉　伸　一**

第17回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第17回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに「第17回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

【当社ウェブサイト】
https://www.gxp-group.co.jp/ir/library/meeting/

また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

【東京証券取引所ウェブサイト】
https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show

上記ウェブサイトにアクセスして、当社名又は証券コード（244A）をご入力いただき、「基本情報」→「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

なお、当日ご出席願えない場合は、後記の「議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類」をご検討のうえ、お手数ながら同封の委任状用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、ご押印のうえ、ご送付くださいますようお願い申しあげます。

敬具

記

1.日　　時　2024年11月28日（木曜日）午前10時

2.場　　所　東京都新宿区西新宿一丁目26番２号　新宿野村ビル２階
野村コンファレンスプラザ新宿 コンファレンスＢ

3.目的事項

報告事項

１．第17期（2023年９月１日から2024年８月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

２．第17期（2023年９月１日から2024年８月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

第１号議案　定款一部変更の件

第２号議案　監査役の報酬額改定の件

第３号議案　取締役報酬としてのストックオプションによる内容及び条件に関する件

以　上

～～～

事　業　報　告

（2023年９月１日から
2024年８月31日まで）

１．企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善の下で緩やかな景気回復が進む一方で、世界的な金融引締めの影響や中国経済の先行き懸念など海外景気の下振れリスクを含み、中東地域をめぐる情勢等による不透明感が継続する状況で推移いたしました。

このような経済状況にありながらも、当社グループの事業領域であるDX（デジタルトランスフォーメーション）関連分野においては、企業の新たな事業モデルへの転換や、労働力人口の減少による人手不足への対応といった、中長期的な経営課題に対する解決策が幅広い分野で引き続き強く求められており、企業活動全般を対象としたデジタル変革のためのIT投資が活発に実行されている状況であります。

一方で、現状において企業が利用できるDX支援サービスには、「オンライン会議の導入」や「ペーパーレス化」など業務の周辺領域の若干の改善やコスト削減の範囲にとどまっているものも多く、「データとデジタル技術を活用して、顧客や社会のニーズを基に、製品やサービス、ビジネスモデルを変革するとともに、業務そのものや、組織、プロセス、企業文化・風土を変革し、競争上の優位性を確立する」といった、DXに取り組む企業の本質的な要求に応えるサービスの提供者は限られております。

当社グループでは、大手企業（エンタープライズ企業）が新たな価値創出を実現しながら組織／ITを変革（DX）していく取り組みを「エンタープライズDX」と位置付け、ヘルスケア、小売・流通、モビリティ、通信、建設、製造、金融など各業界におけるリーディングカンパニーであるエンタープライズ企業を主な顧客とし、顧客のエンタープライズDXを実現する「エンタープライズDX事業」を展開しております。

なお当社グループの事業はエンタープライズDXの単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しておりますが、カテゴリーは以下のように分類しております。

事業区分	事業内容
DX推進支援事業	顧客が業務変革を実現するための、コンサルティングからアプリケーション開発・クラウド活用まで総合的な支援を行う事業
DX支援プロダクト・サービス事業	顧客のDX推進を支援するためのプロダクトやサービスを当社グループが販売し、ライセンス収入等によりスケーラブルな収益を得る事業
デジタルサービス共創事業	顧客のデジタルサービスに共創的に取り組み、顧客ビジネスの拡大に伴って当社グループの収益も増加する事業

DX推進支援事業の分野では、流通・医療・スマートモビリティ・百貨店等、各業界の大手企業に向けたデジタルプラットフォーム構築の取り組みが拡大いたしました。従来から取り組んできたコンビニエンスストア業界向けの大規模クラウド基盤の構築・運用、医療業界向けの検査機器連携システム構築、スマートモビリティ関連のクラウドプラットフォーム開発等に加え、新たに地図や航空写真等の空間情報を蓄積し活用するためのデータ駆動プラットフォームの構築にも着手いたしました。また、顧客内のDX推進チームに向けたアジャイルプロセス導入等のコンサルティングサービスも拡大いたしました。

DX支援プロダクト・サービス事業の分野では、アトラシアン社のアジャイルチーム向けコラボレーション支援製品及びFresche Solutions社のIBM i（旧System i，AS/400）アプリケーションモダナイズソリューション製品の販売と、Contentserv社のクラウド型商品情報管理製品に関するプロフェッショナルサービスが拡大いたしました。

デジタルサービス共創事業の分野では、医療機関の透析治療に関わる業務を支援する、医療DX領域の取り組みを継続いたしました。また、医療に関わるデータを国境を超えて管理するためのグローバルデータプラットフォームの構築にも着手いたしました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は4,422,114千円（前連結会計年度比18.4％増）、営業利益は602,600千円（同56.1％増）、経常利益は611,855千円（同54.3％増）、親会社株主に帰属する当期純利益は417,459千円（同49.6％増）となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資の総額は11,040千円で、その主なものは、自社利用ソフトウェアの開発費用であります。

(3) 資金調達の状況

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため、主要取引金融機関と上限1,200,000千円の当座貸越契約を締結しており、当連結会計年度末における借入実行残高は500,000千円であります。

(4) 対処すべき課題

① 人財の確保・育成

優秀な人財の確保は当社グループの成長の礎であり、当社グループでは採用活動と人財育成活動の強化に継続的に取り組んでおります。

当社グループでは、人事制度及び福利厚生制度を当社及びグループ子会社において統一的に運用しており、各人のキャリアや希望職種等に合わせてグループ内で異動することが可能な体制になっております。

採用活動においては、新卒採用活動に重点を置き、インターンシップ関連活動や採用広報活動を強化するとともに、海外からの留学生の採用強化のため、候補となる学生が多数在籍する大学等とのチャンネル構築を推進しております。

人財育成活動においては、プログラミング未経験からでも、IT基礎からデジタルサービス企画・アジャイル開発プロセス等を習得する技術研修プログラムを立ち上げ、DX人財育成を行うサービスへの展開を推進して参ります。またグループ共通の人事制度のもとで子会社間の人財交流を実施してDX実現に向けての全工程を支援できる人財を育成しております。

更に、多様な人財がそれぞれの特性を活かしつつ、他の社員と協調して成果を発揮できるよう、多様な働き方を想定した人事制度に加え、ダイバーシティや健康経営に関する取り組みを継続しております。

② 企業認知度向上と新規顧客獲得

DX市場の拡大に合わせて当社グループが成長していくために、顧客の組織/IT変革の全工程に伴走するDXパートナーとしての認知度を向上させ、DX推進支援事業の新規顧客を獲得していくことが必要と認識しております。

顧客と共同での事例発表など認知度向上に向けた取り組みを実施しておりますが、今後これらの活動をより強化して参ります。

③ 新たな収益モデルによる成長戦略の遂行

当社グループのこれまでの事業成長の過程においては、創業来の中核事業であるDX推進支援事業の拡大が大きく寄与して参りましたが、この事業の成長は、コンサルタントやエンジニアなどの人的リソースの規模の制約を受けるものでありました。今後さらなる成長のためには、新たな収益モデルである「DX支援プロダクト・サービス事業」及び「デジタルサービス共創事業」の成長が不可欠であると考えております。そのためにこれらの事業への成長投資を加速するとともに、Web等での露出強化、導入事例発信、プロダクト・サービス間でのクロスセル推進、販売パートナーなどとのアライアンス推進、カスタマーサポート体制（問い合わせ対応体制）強化など、マーケティング活動・セールス活動・カスタマーサクセス活動を強化して参ります。

当社グループでは、新たな成長戦略に関わる企画・立案を当社代表取締役社長直轄のグループ戦略企画室のもとで一元的に統括し推進しております。更に、成長戦略の遂行に必要となる知見や体制を補完するために、テックベンチャー等との戦略的な事業提携やM&Aについても積極的に取り組んでいく方針であります。

④　グループ経営体制の強化・効率化

当社グループは、DXに必要な各領域で各子会社が高い専門性を有している点が特色であり、各専門分野での専門性やブランディングを訴求できるメリットがあるものの、グループ全体の拡大に応じて会社間での情報共有スピードの低下やリソースの分散による効率運営の低下などの課題が懸念されます。

そのためには、グループ経営体制のさらなる強化・効率化が必要であり、当社グループの内部統制及びコンプライアンス体制の強化のため、持株会社の経営管理機能を強化するとともに、グループ経営のオペレーション効率化に取り組んでおります。またグループ戦略企画室のもとでグループ全体の成長戦略推進・事業連携を強化して参ります。各子会社においては、各社が役割を明確にして専門領域で事業を成長させること、次世代経営陣の育成のため、各子会社では30代あるいは40代の役員が経営の舵取りをする体制を取っております。

⑤　技術革新への対応

当社グループが属するIT業界では技術革新が絶え間なく進化しており、近年は、IoT、データ分析、AI等の高度化及び普及等、新たな技術の導入・進化が進んでおり、併せてユーザーニーズも変化しております。このような事業環境のもとで、当社グループが継続的に事業を拡大していくためには、新たな技術に適時に対応していくことが必要であると認識しており、新技術への適用及び新サービスの開発を継続的に行うとともに、優秀な人財の確保に取り組んでおります。

⑥　さらなる成長を実現するための財務基盤の強化

当社グループの属するDX市場は国内外において中長期的に拡大していくことが見込まれ、株主や各種ステークホルダーの期待に応えるためには、市場ニーズに応えるとともに、技術力などの競争力を維持、向上させるために、これまで以上の人的リソースを含む経営リソースに成長のための投資を実施していく必要があります。そのために必要な財務基盤として、創業以来利益剰余金の蓄積により内部留保を蓄積して参りましたが、さらなる事業展開及び企業成長のためには、より一層の長期にわたる安定的な財務体質が必要であり、証券市場へのアクセスを通じた資金調達など多様な手法を通じた財務基盤の強化を継続して模索していく必要があると考えております。

(5) 企業集団の財産及び損益の状況の推移

（単位：千円）

区分	2021年８月期 第14期	2022年８月期 第15期	2023年８月期 第16期	2024年８月期 第17期 (当連結会計年度)
売上高	－ 千円	3,293,079 千円	3,736,293 千円	4,422,114 千円
経常利益	－ 千円	311,925 千円	396,649 千円	611,855 千円
親会社株主に帰属する当期純利益	－ 千円	202,481 千円	279,025 千円	417,459 千円
１株当たり当期純利益	－ 円	74.94 円	102.96 円	153.89 円
総資産	－ 千円	3,029,278 千円	2,955,197 千円	3,536,639 千円
純資産	－ 千円	1,154,689 千円	1,455,488 千円	1,911,353 千円
１株当たり純資産額	－ 円	426.08 円	537.08 円	704.30 円

(注)１．当社では、第17期より連結計算書類を作成しております。第15期及び第16期については、金融商品取引法第193条の２第１項に基づき、太陽有限責任監査法人の監査を受けた連結財務諸表の数値を参考に記載しておりますが、会社法第444条第４項に定める監査役及び会計監査人の監査を受けておりません。また、当社は第15期より連結財務諸表を作成しておりますので、第14期の状況は記載しておりません。

２．１株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、１株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。

３．当社は、2024年５月15日開催の取締役会決議により、2024年６月４日付で普通株式１株につき20株の割合で株式分割を行っております。第15期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、１株当たり純資産額及び１株当たり当期純利益を算定しております。

４．「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号　2020年３月31日）等を第15期の期首から適用しており、第15期以降に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の指標となっております。

(6) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
株式会社ＧｘＰ	千円 10,000	100%	エンタープライズDX事業 （アジャイルなシステム開発・運用及びDX支援プロダクト提供）
グロース･アーキテクチャ＆チームス株式会社	千円 10,000	100%	エンタープライズDX事業 （企業のIT及び組織の変革を実現するためのコンサルティング）
株式会社ミエルカ	千円 3,000	100%	エンタープライズDX事業 （ビッグデータ解析及びAI学習サービス）

（注）ジーアールソリューションズ株式会社及びグロース・インク株式会社は、2023年９月１日を効力発生日として株式会社GxPに吸収合併されました。

(7) 主要な事業内容(2024年８月31日現在)

事業区分	事業内容
DX推進支援事業	顧客が業務変革を実現するための、コンサルティングからアプリケーション開発・クラウド活用までを含む総合的支援の提供
DX支援プロダクト・サービス事業	顧客のDX推進を支援するためのプロダクトやサービスを当社グループが販売し、ライセンス収入等によりスケーラブルな収益を得る事業
デジタルサービス共創事業	顧客のデジタルサービスに共創的に取り組み、顧客ビジネスの拡大に伴って当社グループの収益も増加する事業

(8) 主要な拠点等(2024年８月31日現在)

① 当社

本社	東京都新宿区
ＫＹＯＤＯ ＣＡＭＰ(サテライトオフィス)	東京都世田谷区
山梨オフィス	山梨県中央市

② 子会社

株式会社GxP	本社	東京都新宿区
グロース・アーキテクチャ＆チームス株式会社	本社	東京都新宿区
株式会社ミエルカ	本社	東京都新宿区

(9) 従業員の状況(2024年８月31日現在)

① 企業集団の従業員数

従業員数	前連結会計年度末比増減
226名	27名増

(注)１．従業員数には、フルタイム勤務の契約社員を含めております。
２．従業員数には、派遣社員、パートタイマー及びアルバイトは含まれておりません。
３．従業員数には、グループ外への出向者数は含まれておりません。
４．従業員数増加の主な理由は、事業拡大による増強によるものです。

② 当社の従業員数

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
28名	6名増	41.0歳	6.2年

(注)１．従業員数には、フルタイム勤務の契約社員を含めております。
２．従業員数には、派遣社員、パートタイマー及びアルバイトは含まれておりません。
３．従業員数には、グループ子会社及びグループ外への出向者数は含まれておりません。
４．従業員数増加の主な理由は、事業拡大による増強によるものです。

(10) 主要な借入先(2024年８月31日現在)

借入先	借入額
株式会社三菱UFJ銀行	474,177 千円
株式会社りそな銀行	164,200 千円
株式会社三井住友銀行	100,000 千円
株式会社きらぼし銀行	43,945 千円
株式会社山梨中央銀行	13,500 千円

(11) その他会社の現況に関する重要な事項

当社株式は、2024年９月26日に東京証券取引所グロース市場に上場いたしました。

２．会社の株式に関する事項（2024年８月31日現在）

(1) 発行可能株式総数　　11,760,000株

(2) 発行済株式の総数　　2,940,000株（自己株式226,200株を含む）

(3) 株主数　　46名

(4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
渡邉　伸一	1,393,400 株	51.34 %
Watanabe&Partners株式会社	600,000 株	22.11 %
ニプロ株式会社	130,000 株	4.79 %
豊田通商株式会社	130,000 株	4.79 %
株式会社三越伊勢丹システム・ソリューションズ	100,000 株	3.68 %
奥山　秀朗	100,000 株	3.68 %
小野　純一	50,000 株	1.84 %
河西　健太郎	40,000 株	1.47 %
株式会社アイティーファーム	20,000 株	0.74 %
三菱UFJキャピタル８号投資事業有限責任組合 無限責任組合員　三菱UFJキャピタル株式会社	20,000 株	0.74 %
菱洋エレクトロ株式会社	20,000 株	0.74 %

(注)１．当社は、自己株式を226,200株保有しておりますが、上記大株主から除いております。
２．持株比率は自己株式を控除して計算しております。
３．Watanabe&Partners株式会社は、当社代表取締役渡邉伸一氏の資産管理会社であります。

３．会社の新株予約権等に関する事項

（1）当事業年度の末日に当社役員が有する職務執行の対価として交付された新株予約権等の内容の概要

名称	第２回新株予約権	第３回新株予約権	第５回新株予約権
新株予約権の数	310個	500個	100個
保有人数 取締役(社外役員を除く) 社外取締役	 ３名 －名	 ２名 ３名	 －名 １名
新株予約権の目的である株式の種類及び数	普通株式　62,000株 新株予約権１個につき200株 (注)１ (注)２	普通株式　10,000株 新株予約権１個につき20株 (注)２	普通株式　2,000株 新株予約権１個につき20株 (注)２
新株予約権の発行価額	無償	無償	無償
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権１個当たり70,000円 １株当たり350円 (注)１	新株予約権１個当たり29,000円 １株当たり1,450円 (注)２	新株予約権１個当たり35,000円 １株当たり1,750円 (注)２
新株予約権の行使期間	2023年10月23日から 2030年10月21日まで	2023年10月29日から 2031年10月28日まで	2025年11月30日から 2033年11月29日まで
新株予約権の主な行使条件	(注)３	(注)３	(注)３

(注)１．2021年５月23日付で実施した株式分割（普通株式１株を10株に分割）に伴い、「新株予約権の目的である株式の種類及び数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」は調整されております。

２．2024年６月４日付で実施した株式分割（普通株式１株を20株に分割）に伴い、「新株予約権の目的である株式の種類及び数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」は調整されております。

３．新株予約権の主な行使条件に関する事項は次のとおりです。

① 新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社関係会社の取締役又は従業員であることを要する。但し、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

② 当社普通株式が金融商品取引所に上場されていること。但し、当社の取締役会が認めた場合はこの限りではない。

③ 新株予約権者は、本新株予約権の行使に係る行使価額の年間（１月１日から12月31日まで）の合計額が1,200万円を超えないよう本新株予約権を行使しなければならない。

④ 新株予約権者は、割当てられた本新株予約権個数のうち、その全部又は一部につき本新株予約権を行使することができる。但し、新株予約権者は、本新株予約権のうち（a）から（c）に掲げる割合（以下、「権利行使割合」という）の個数を限度として、行使することができる。

（a）権利行使期間の開始日から１年間　行使可能割合　33%

（b）（a）の期間が経過した日から１年間　行使可能割合　66%

（c）（b）の期間が経過した日以降　行使可能割合　100%

⑤ 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

⑥ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授権株式数を超過することとなる時は、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

⑦ 各本新株予約権１個未満の行使を行うことはできない。

⑧ その他の条件は、新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結した新株予約権割当契約書に定めるところによる。

(2) 当事業年度中に当社使用人、子会社役員及び使用人に対して職務執行の対価として交付された新株予約権の内容の概要

名称	第５回新株予約権
発行決議の日	2023年11月29日
新株予約権の数	290個
交付された者の人数 当社使用人 （役員兼務者を除く） 子会社の役員及び使用人 （当社の役員又は使用人を兼ねている者を除く）	 12名 28名
新株予約権の目的である株式の種類及び数	普通株式　5,800株 新株予約権１個につき20株 （注）
新株予約権の発行価額	無償
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権個当たり35,000円 １株当たり1,750円 （注）
新株予約権の行使期間	2025年11月30日から 2033年11月29日まで

（注）2024年６月４日付で実施した株式分割（普通株式１株を20株に分割）に伴い、「新株予約権の目的である株式の種類及び数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」は調整されております。

４．会社役員に関する事項

（1）取締役及び監査役の氏名等

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役	渡邉　伸一	株式会社IM Digital Lab 取締役 Nipro Digital Technologies Europe N.V. 取締役 ニプロシステムソフトウェアエンジニアリング株式会社 取締役
取締役	河西　健太郎	コーポレート統括本部長
取締役	鈴木　雄介	コンサルティング事業統括 グロース・アーキテクチャ＆チームス株式会社 代表取締役 株式会社IM Digital Lab 取締役
取締役	鎌田　悟	営業企画統括 株式会社GxP 代表取締役
取締役	浦田　努	
取締役	黒崎　守峰	株式会社アイティーファーム 代表取締役 株式会社ガイアックス 取締役 株式会社ユビタス 取締役
取締役	井熊　実	有限会社みちのく 代表取締役 響きパートナーズ株式会社 取締役パートナー ラス・カーズ・キャピタル株式会社 取締役 株式会社オヤノコトステーション 監査役
取締役	永松　昌一	ジャパン・アクティベーション・キャピタル株式会社 取締役会長
取締役	佐々木　麻理	サイクラーズ株式会社 取締役
常勤監査役	香川　朋啓	
監査役	内田　裕二	
監査役	久保田　良則	久保田良則公認会計士・税理士事務所 合同会社KAF 代表社員 フジケミ・トレーディング株式会社 監査役

（注）1.2023年11月29日開催の第16回定時株主総会において、鈴木雄介氏及び鎌田悟氏が取締役に新たに選任され、就任いたしました。佐々木麻理氏は、同日取締役に新たに選任され、2023年12月1日付けで就任いたしました。
2.取締役浦田努氏、黒崎守峰氏、井熊実氏、永松昌一氏及び佐々木麻理氏は、社外取締役であります。
3.監査役香川朋啓氏、内田裕二氏及び久保田良則氏は、社外監査役であります。
4.監査役久保田良則氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5.監査役香川朋啓氏は、弁護士の資格を有しており、法務に関する相当程度の知見を有するものであります。
6.小野純一氏及び北條育男氏は、2023年11月29日開催の第16回定時株主総会終結の時をもって、取締役を退任いたしました。
7.株式会社アイティーファームは、当社と資本業務提携契約を締結しております。
8.当社は、取締役井熊実氏、永松昌一氏、佐々木麻理氏、香川朋啓氏及び久保田良則氏を東京証券取引所の有価証券上場規程に定める独立役員として同取引所に届け出ております。
9.執行役員は、次のとおりであります。

地位	役職名	氏名
執行役員	コーポレート統括本部副本部長	小野　純一
執行役員	テクノロジーフェロー　兼　株式会社ミエルカ取締役	北條　育男
執行役員	コーポレート統括本部　経理部長	佐藤　直人
執行役員	コーポレート統括本部　経営企画部長	三村　泰平
執行役員	グループ戦略企画室副室長　D&I推進担当	勝山　多恵子
執行役員	グループ戦略企画室副室長 事業戦略推進担当 兼 株式会社GxP 代表取締役副社長	和田　一洋
執行役員	コーポレート統括本部　人事・総務部長	戸村　よし子

(2) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、2024年８月15日開催の取締役会において、役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針につき、以下のとおり決議を行っております。

・当社取締役（社外を除く）の報酬等は固定の金銭報酬のみとし、その金額については、業界水準、当社業績等の状況を基礎として、① 当社における業績への貢献度、職責、責任の難易度、② 保有スキルや人脈、③ 過去のキャリア、④ 当社入社以前の給与水準（従業員であった者は役員就任時の給与水準）⑤ 年齢を総合的に考慮して決定することとしております。ただし、当社グループの業績や経営状況に応じて業績連動報酬（賞与）を支払うことがあります。具体的な金額については、連結売上高及び連結営業利益の目標値に対する達成割合、各個人の成果や貢献度、従業員とのバランス等を考慮して決定することとしております。

・社外取締役の報酬等については固定の金銭報酬のみとし、その金額については取締役会、株主総会や監査役の面談等、当社にかかる通常の業務とその準備時間等を考慮した金額を定めております。ただし、① 通常の業務を超えた対応や、② 当社に対する技術的貢献度を加味して増額する場合があります。

・上記の他、新任取締役(社外を含む)に対して、その選任時において、中長期的な企業価値及び株主価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与するため、非金銭報酬として新株予約権(ストックオプション)を付与するものとし、付与数は役位に応じて決定することとしております。

・上記のとおり、業績連動報酬等及び非金銭報酬等については、事業年度ごとにその支給を決定することから、例外的にそれらを支給する場合を除き、固定の金銭報酬が取締役の報酬のすべてとなります。

・グループ会社間において、当社と子会社の取締役等を兼務する場合は当社において、また複数の子会社の取締役等を兼務する場合は、主たる関与会社において負担することとしております。

・上記の方針に基づき、株主総会の決議により定められた取締役の報酬総額の範囲内で支給することとしております。

② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役及び監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」）は、株主総会の決議によって総額を決定する旨定款に定めており、各取締役の報酬等は、株主総会が決定した報酬等総額の限度内において取締役会で決定し、各監査役の報酬等は、株主総会が決定した報酬等総額の限度内において監査役会で決定しております。

2009年９月26日開催の臨時株主総会決議(決議日時点の取締役の員数は３名)により、取締役の報酬総額は年間300,000千円(使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まない)を上限としており、取締役の報酬等の額は、上記株主総会で決議された限度内で、担当職務、業績、貢献度等を総合的に勘案して、取締役会にて個別報酬の決議を行っております。

また、取締役に当社の中長期的な企業価値及び株主価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与するとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的に、2020年10月21日、2021年10月28日及び2023年11月29日開催の株主総会において、取締役に対し、新株予約権を付与する決議をしております。なお、取締役に対して付与する新株予約権としての報酬額は、本新株予約権の割当日において算定した新株予約権１個当たりの公正価額に、割り当てる本新株予約権の総数を乗じた額となり、公正価額は、割当日において適用すべき諸条件を基にマルチプル法あるいはディスカウント・キャッシュ・フロー法により算定しております。

監査役の報酬等については、2021年10月28日開催の株主総会決議(決議時点の監査役の員数は３名)により、監査役の報酬総額は年間30,000千円を上限としております。監査役の報酬等の額は、上記株主総会で決議された限度内で監査役会にて協議の上、決定しております。

③ 取締役及び監査役の報酬等の額

役員区分	報酬等の総額（千円）	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる役員の員数（名）
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 （うち社外取締役）	104,220 (17,100)	104,220 (17,100)	－ (－)	－ (－)	11 (５)
監査役 （うち社外監査役）	23,640 (23,640)	23,640 (23,640)	－ (－)	－ (－)	３ (３)

(注)１．取締役の報酬額は、2009年９月26日開催の臨時株主総会において、年間300,000千円（使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まない）以内と決議されております。
当該臨時株主総会終結時点での取締役の員数は３名となります。
２．監査役の報酬額は、2021年10月28日開催の定時株主総会において、年間30,000千円以内と決議されております。
当該定時株主総会終結時点での監査役の員数は３名となります。
３．取締役の支給額には使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

(3) 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

取締役の報酬等の額の決定にあたって、各取締役の報酬案の策定を代表取締役社長渡邉伸一に委任しております。委任する権限の内容は、固定の金銭報酬について、独立社外取締役の助言等を踏まえ、取締役会で承認した取締役の個々の報酬額の範囲内で、具体的な個人別の報酬等の案の策定であります。委任の理由は、当社グループの中長期の企業価値成長に対する各取締役の貢献度について的確に評価を行うには代表取締役が適任であると判断したためであります。なお、この委任した権限が適切に行使されるための措置は、講じておりません。

当連結会計年度の取締役の報酬等の額の決定過程における取締役会の活動状況としては、2023年11月29日開催の取締役会において、各取締役の報酬額の決定を行っております。また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、決定された報酬等の内容が決定方針と整合していることから、決定方針に沿うものと判断しております。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役及び監査役が職務を執行するにあたり、期待される役割を十分に発揮できるよう、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）及び監査役との間において、会社法第427条第１項に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に定めており、社外取締役及び社外監査役との間において責任限定契約を締結しております。なお、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額としております。

(5) 補償契約の内容の概要

当社は、前記「(1) 取締役及び監査役の氏名等」に記載の取締役及び監査役との間において、会社法第430条の２第１項に規定する補償契約を締結しており、同項第１号の費用及び同項第２号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することとしております。

ただし、当該補償契約によって会社役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、次に掲げる事項に該当する場合には補償の対象としないこととしています。

① 未発生の費用
② 通常要する費用の額を超える部分
③ 損失のうち未発生のもの（金額が確定している場合を除く。）
④ 損失のうち甲に生じた損害の賠償にかかるもの
⑤ 当社が損害を賠償するとすれば被補償者が当社に対して会社法第423条第１項の責任（任務懈怠責任）を負う場合には、損失のうち当該責任に係る部分
⑥ 被補償者がその職務を行うにつき悪意又は重大な過失があったことにより責任を負う場合には、損失の全部
⑦ 被補償者が当社の承諾なく和解をした場合の和解金（当社が相当と認める場合を除く。）
⑧ 保釈保証金、過料、課徴金又は罰金
⑨ 会社法第430条の３第１項に定義される役員等賠償責任保険契約に基づく保険金の支払いその他の理由により別途填補を受けた費用等
⑩ 補償することで当社が法令に違反し、又は当社の取締役が善管注意義務に違反することとなる費用等

また、当社が被補償者に対し補償金を支払った後であっても、次の事項に該当する場合には、被補償者は当社に対して補償金の全部又は一部を返還することとしています。

① 被補償者が自己若しくは第三者の不正な利益を図り又は当社に損害を加える目的で職務を執行したことが判明した場合には、補償を受けた費用等の全部
② 本契約に基づき補償を受けた費用等の全部又は一部について補償を受けることができないことが判明した場合には、補償を受けた費用等のうち本契約に基づき補償を受けることができない部分

なお、当該補償契約の履行に関する該当事項はありません。

(6) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

① 被保険者の範囲

当社及び当社子会社の役員、執行役員、管理職従業員、社外派遣役員及び退任役員

② 保険契約の内容の概要

当社は会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為（不作為を含む。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等を当該保険契約により填補することとしております。保険料は全額当社が負担しております。なお、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は補償対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。

(7) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

社外取締役黒崎守峰氏は株式会社アイティーファームの代表取締役を兼職しております。当社は株式会社アイティーファームとの間で資本業務提携契約を締結しております。

② 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

③ 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
社外取締役	浦田　努	当事業年度に開催された取締役会18回の全てに出席し、企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。
社外取締役	黒崎　守峰	当事業年度に開催された取締役会18回のうち17回に出席し、グローバルにIT企業に投資を行うベンチャーキャピタルの経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。
社外取締役	井熊　実	当事業年度に開催された取締役会18回の全てに出席し、証券会社での法人顧客向けアドバイス業務を通じて培った上場会社に関する豊富な経験と幅広い見識に基づき、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。
社外取締役	永松　昌一	当事業年度に開催された取締役会18回の全てに出席し、証券会社の経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。
社外取締役	佐々木　麻理	2023年12月１日付で取締役に就任後、当事業年度に開催された取締役会13回の全てに出席し、外資系金融機関やグローバルIT企業等において長年にわたり人事・人財開発及びサステナビリティ領域に携わった豊富な経験と幅広い見識に基づき、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。
社外監査役	香川　朋啓	当事業年度に開催された取締役会18回の全てに出席し、弁護士としての豊富な知見に基づき、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、当事業年度に開催された監査役会14回の全てに出席し、適宜必要な発言を行っております。
社外監査役	内田　裕二	当事業年度に開催された取締役会18回の全てに出席し、経営企画部門及び経営管理部門における豊富な経験と幅広い見識に基づき、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、当事業年度に開催された監査役会14回の全てに出席し、適宜必要な発言を行っております。
社外監査役	久保田　良則	当事業年度に開催された取締役会18回の全てに出席し、公認会計士としての内部統制、財務及び会計に関する豊富な知識と経験に基づき、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、当事業年度に開催された監査役会14回の全てに出席し、適宜必要な発言を行っております。

５．会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

太陽有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	36,000千円

(注) 1．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2．会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について妥当であると判断したことによります。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号のいずれかに該当すると認められる場合には、監査役全員の同意により会計監査人を解任します。

また、会計監査人に適正な職務の遂行に支障をきたす事由が生じたと認められる場合等、その必要があると判断した場合には、監査役会は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任の議案の内容を決定します。

(5) 会計監査人が受けた過去２年間の業務の停止の処分に関する事項

金融庁が2023年12月26日付で発表した業務停止処分の概要

① 処分対象

太陽有限責任監査法人

② 処分内容

契約の新規の締結に関する業務の停止　３ヶ月（2024年１月１日から同年３月31日まで。ただし、既に監査契約を締結している被監査会社について、監査契約の期間更新や上場したことに伴う契約の新規の締結を除く。）

③ 処分理由

他社の訂正報告書等の監査において、同監査法人の社員である２名の公認会計士が、相当の注意を怠り、重大な虚偽のある財務書類を重大な虚偽のないものと証明したため。

6．業務の適正を確保するための体制及び運用状況

（1）業務の適正を確保するための体制についての概要

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、内部統制システム構築の基本方針を取締役会にて決議しております。概要は以下のとおりであります。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(a) 当社はコンプライアンス体制確立のため、「コンプライアンス規程」を定め、これらに従い、コンプライアンス経営を推進する。

(b) 代表取締役社長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンスに関する意識の高揚を図り、当社の事業に適用される法令等を識別し、法的要求事項を遵守する基盤を整備するとともに、随時、教育や啓発を行う。

(c) コンプライアンス経営の確保を目的として、内部通報制度を設ける。

(d) 当社においてコンプライアンス経営の確保を脅かす重大な事象が発生した場合、コンプライアンス委員会で対処方法等を速やかに検討し実施する。

(e) 監査役は、独立した立場から、内部統制システムの構築・運用状況を含め、取締役の職務執行を監査する。

(f) 内部監査室は、内部統制の評価並びに業務の適正・有効性について監査する。

(g) 「反社会的勢力対応規程」等を定め、反社会的勢力との一切の関係遮断、不当要求の拒絶のための体制を整備する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会における意思決定に係る情報、代表取締役社長の重要な決裁に係る情報については、法令・定款及び社内規程等に基づき、その保存媒体に応じた適切な状態で保存・管理することとし、必要に応じて閲覧可能な状態を維持する。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(a) 業務執行に係るリスクを総合的に認識・評価し適切なリスク対応を行うために、「リスク管理規程」を定め、全社的なリスク管理体制を整備する。

(b) リスク管理の実効性を確保するため、リスク管理担当取締役を委員長とするリスク管理委員会を設置する。

(c) リスク管理委員会は、リスク管理の方針の決定、リスク管理に係わるリスクの評価及びリスクの予防措置の検討等を行うとともに、個別事案の検証を通じて、全社的なリスク管理体制の整備を図る。

(d) 不測の事態が発生した場合の手続きを含む危機管理体制を整備し、迅速かつ適正な対応を行い、損害の拡大を防止し、被害を最小限に止める。

(e) リスク管理担当取締役は、定期的に取締役会にリスク管理に関する施策の実施状況、リスク管理委員会の運営状況等必要な事項を報告する。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(a) 取締役会を意思決定・監督機関と位置付け設置する。

(b) 取締役会の運営及び付議事項等を定めた取締役会規程を制定する。

(c) 中期経営計画は、取締役会を経て策定され、それらに沿った事業戦略及び諸施策を図る。また、社内の指揮・命令系統の明確化及び責任体制の確立を図るため、業務分掌及び職務権限に関する諸規程を制定する。

⑤ 当社及びグループ会社から成る企業集団における業務の適正を確保する体制

(a) 当社は、「グループ会社管理規程」に基づき、グループ会社の重要な事項について報告を行うことを義務付けるとともに、グループ会社と連携し、各社相互に関連するリスク管理、コンプライアンス、経営効率化、迅速な決算情報の収集・開示等を実現するための体制を構築する。

(b) 当社とグループ会社との間における、不適切な取引又は会計処理を防止するため内部監査室は、業務の適正確保に努める。

⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役の求めに応じて、取締役会は監査役と協議のうえ、監査役を補助すべき使用人を任命し、当該監査業務の補助にあたらせる。

⑦ 監査役の職務を補助すべき使用人及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役が職務を補助する使用人を置くことを求めた場合は、当該使用人を置くものとし、配置にあたっての使用人の人数、人選等については、監査役の意見を十分考慮して検討する。

⑧ 監査役の職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当社は、監査役の職務を補助すべき使用人に関し、監査役の指揮命令に従う旨を当社の役員及び使用人に周知徹底する。

⑨ 当社の取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の当社の監査役への報告に関する体制

(a) 取締役は、その職務の執行状況について、取締役会等の重要会議を通じて監査役に、必要の都度、遅滞なく報告する。

(b) 取締役及び使用人は、監査役が事業の報告を求めた場合、又は監査役が当社の業務及び財産の状況を調査する場合は、迅速かつ的確に対応する。

(c) 取締役は、当社に著しい損害を及ぼした事実又は及ぼす恐れのある事実を発見した場合は、直ちに監査役に報告する。

⑩ 監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、監査役への報告を行った当社の役員及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社の役員及び使用人に周知徹底する。

⑪ 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行について、当社に対し費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用を支払うものとする。

⑫ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(a) 監査役の監査機能の向上のため、社外監査役の選任にあたっては、専門性のみならず独立性を考慮する。監査役は、取締役の職務執行の監査及び監査体制の整備のため、必要に応じ代表取締役社長、監査法人、内部監査室等とミーティングを行う。

(b) 監査役は、監査法人、内部監査室等と、情報・意見交換等を行い、緊密な連携を図る。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における、当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

① 取締役会

取締役会は、代表取締役が議長を務め、経営方針及び業務執行に関する重要事項並びに法令又は定款で定められた事項を決定するとともに、業務執行状況の監督を行っております。定時取締役会を月１回開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。また、グループ子会社の代表取締役社長が当社取締役として出席しており、グループ各社での業務の状況が適時に報告されます。これには、監査役３名も出席しており、以下②に記載のとおり、取締役の業務執行に関する監査が行われております。

② 監査役及び監査役会

当社は、監査役会制度を採用しており、監査役は取締役会に出席し、必要に応じて意見を述べるほか、経営及び業務執行全般に関して幅広く監査を行っております。監査役会は、原則月１回の定時監査役会を開催するほか、必要に応じて臨時監査役会を開催し、監査計画の策定、監査実施状況等、監査に必要な情報の共有を図っております。また、内部監査室及び会計監査人との情報・意見交換を行う等、連携を密にし、監査の実効性と効率性の向上を目指しております。

③ 内部監査

当社の内部監査については、代表取締役社長に直轄の内部監査室を設置しております。内部監査は、事業の適正性を検証し、全部門の業務の有効性及び効率性を担保することを目的とした監査計画に基づいて実施され、監査結果を代表取締役社長、全取締役及び全監査役へ報告するとともに、監査対象となった各部門に対して業務改善等のための指摘・フィードバックを行い、是正を促す等、業務の適正性の確保を図っております。また、内部監査室と監査役会は監査を有効かつ効率的に進めるため、適宜情報・意見交換を行って、緊密な連携を図っており、併せて三様監査の観点から会計監査人を交えた定期的な情報・意見交換も実施しております。

④ コンプライアンス委員会

コンプライアンス委員会は、「コンプライアンス規程」に基づき、委員長である代表取締役社長と取締役会によって選任されたコンプライアンス担当取締役、社外取締役を含むその他の取締役で構成されております。法的要求事項を遵守する基盤を整備することを目的とし、原則として３か月に１回開催しております。また、役職員のコンプライアンスに関する意識の向上を図るため、定期的に研修を実施し、役職員への制度内容の周知徹底に努めている他、「内部通報規程」において内部通報・外部通報への適正な対応の仕組みを定め、内部通報制度を整備しております。

⑤ リスク管理委員会

リスク管理委員会は、「リスク管理規程」に基づき、委員長を代表取締役社長が務め、取締役会によって選任された社外取締役を含むその他の取締役で構成されております。本委員会は、当社グループの横断的なリスク評価及びリスクマネジメントの推進・監督を目的として、原則３か月に１回開催し、リスクの発生防止又はリスクが発生した場合の損失の最小化を図っております。当社の各部門及び子会社に対して指示・指導等必要な措置をとり、子会社のリスク管理責任者と連携を図ることで、当社グループ全体のリスク管理の状況を把握するとともに、必要な指示を行い、実効性のあるリスク管理を推進しております。

連結貸借対照表

（2024年８月31日現在）

（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		**（負債の部）**	
流動資産	**1,978,913**	**流動負債**	**1,331,934**
現金及び預金	1,114,214	買掛金	94,476
売掛金及び契約資産	764,940	短期借入金	500,000
仕掛品	7,704	１年内償還予定の社債	25,400
前渡金	28,832	１年内返済予定の長期借入金	44,496
前払費用	38,521	リース債務	3,100
その他	24,701	未払金	59,521
		未払費用	165,876
		未払法人税等	151,405
		契約負債	44,303
固定資産	**1,557,725**	預り金	71,470
		賞与引当金	89,756
有形固定資産	**617,176**	受注損失引当金	201
建物及び構築物	264,307	その他	81,926
工具、器具及び備品	29,818		
土地	313,295	**固定負債**	**293,350**
リース資産	9,755	社債	10,000
		長期借入金	251,326
		リース債務	7,497
		資産除去債務	21,598
無形固定資産	**25,918**	繰延税金負債	2,928
ソフトウエア	24,262	**負債合計**	**1,625,285**
その他	1,655	**（純資産の部）**	
		株主資本	**1,818,502**
		資本金	**105,850**
投資その他の資産	**914,630**	**資本剰余金**	**48,654**
投資有価証券	418,925	**利益剰余金**	**1,692,311**
繰延税金資産	54,115	**自己株式**	**△28,312**
保険積立金	351,560	**その他の包括利益累計額**	**92,851**
その他	90,027	その他有価証券評価差額金	92,851
		純資産合計	**1,911,353**
資産合計	**3,536,639**	**負債純資産合計**	**3,536,639**

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

（自 2023年９月１日
至 2024年８月31日）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		**4,422,114**
売上原価		**2,473,830**
売上総利益		**1,948,283**
販売費及び一般管理費		**1,345,682**
営業利益		**602,600**
営業外収益		
受取利息及び配当金	3,343	
保険解約返戻金	455	
受取賃貸料	7,907	
補助金収入	6,566	
寄附金返還額	4,800	
その他	1,811	**24,884**
営業外費用		
支払利息	8,241	
株式公開費用	6,014	
その他	1,374	**15,629**
経常利益		**611,855**
特別損失		
固定資産除却損	355	**355**
税金等調整前当期純利益		**611,499**
法人税、住民税及び事業税	208,732	
法人税等調整額	△14,692	**194,040**
当期純利益		**417,459**
親会社株主に帰属する当期純利益		**417,459**

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

（自 2023年９月１日
　至 2024年８月31日）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	105,850	42,480	1,274,851	△28,788	1,394,392
当期変動額					
親会社株主に帰属する当期純利益			417,459		417,459
自己株式の処分		6,174		475	6,650
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					－
当期変動額合計	－	6,174	417,459	475	424,109
当期末残高	105,850	48,654	1,692,311	△28,312	1,818,502

（単位：千円）

	その他の包括利益累計額		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	その他の包括利益累計額合計	
当期首残高	61,095	61,095	1,455,488
当期変動額			
親会社株主に帰属する当期純利益			417,459
自己株式の処分			6,650
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	31,756	31,756	31,756
当期変動額合計	31,756	31,756	455,865
当期末残高	92,851	92,851	1,911,353

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

貸 借 対 照 表

（2024年８月31日現在）

（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	**848,146**	**流動負債**	**1,109,418**
現金及び預金	376,136	買掛金	186,261
売掛金	285,514	短期借入金	500,000
前払費用	36,703	１年内償還予定の社債	25,400
立替金	144,011	１年内返済予定の長期借入金	44,496
その他	5,780	リース債務	3,100
		未払金	50,645
		未払費用	142,411
固定資産	**1,561,615**	未払法人税等	47,755
		預り金	71,291
有形固定資産	**617,176**	賞与引当金	11,487
建物	262,955	その他	26,569
構築物	1,352	**固定負債**	**293,350**
工具、器具及び備品	29,818	社債	10,000
土地	313,295	長期借入金	251,326
リース資産	9,755	繰延税金負債	2,928
		リース債務	7,497
		資産除去債務	21,598
無形固定資産	**40,924**	**負債合計**	**1,402,769**
商標権	1,356	（純資産の部）	
ソフトウエア	39,268	**株主資本**	**914,141**
その他	299	**資本金**	**105,850**
		資本剰余金	**48,024**
		資本準備金	41,850
投資その他の資産	**903,514**	その他資本剰余金	6,174
		利益剰余金	**788,579**
投資有価証券	418,925	その他利益剰余金	788,579
関係会社株式	43,000	繰越利益剰余金	788,579
出資金	100	**自己株式**	**△28,312**
保険積立金	351,560	**評価・換算差額等**	**92,851**
		その他有価証券評価差額金	92,851
その他	89,927	**純資産合計**	**1,006,992**
資産合計	**2,409,762**	**負債純資産合計**	**2,409,762**

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損　益　計　算　書

（自 2023年９月１日
　至 2024年８月31日）

（単位：千円）

科目	金額	
営業収益		**905,527**
営業費用		**749,139**
営業利益		**156,388**
営業外収益		
受取利息及び配当金	3,288	
保険解約返戻金	455	
受取賃貸料	7,907	
補助金収入	6,566	
寄附金返還額	4,800	
その他	863	**23,881**
営業外費用		
支払利息	8,241	
株式公開費用	6,014	
その他	1,346	**15,602**
経常利益		**164,667**
特別利益		
投資有価証券売却益	7,024	**7,024**
特別損失		
固定資産除却損	355	**355**
税引前当期純利益		**171,336**
法人税、住民税及び事業税	59,230	
法人税等調整額	348	**59,579**
当期純利益		**111,757**

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（自 2023年９月１日 至 2024年８月31日）

（単位：千円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	105,850	41,850	－	41,850	676,822	676,822
当期変動額						
当期純利益					111,757	111,757
自己株式の処分		－	6,174	6,174		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）						
当期変動額合計	－	－	6,174	6,174	111,757	111,757
当期末残高	105,850	41,850	6,174	48,024	788,579	788,579

（単位：千円）

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	△28,788	795,733	61,095	61,095	856,829
当期変動額					
当期純利益		111,757			111,757
自己株式の処分	475	6,650			6,650
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			31,756	31,756	31,756
当期変動額合計	475	118,407	31,756	31,756	150,163
当期末残高	△28,312	914,141	92,851	92,851	1,006,992

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年10月22日

グロースエクスパートナーズ株式会社
取締役会　御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　中村憲一　㊞

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　山田大介　㊞

監査意見
当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、グロースエクスパートナーズ株式会社の2023年９月１日から2024年８月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。
当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、グロースエクスパートナーズ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。
当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。
当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任
監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。
監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。
・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている
場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年10月22日

グロースエクスパートナーズ株式会社
取締役会　御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　中村憲一　㊞

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　山田大介　㊞

監査意見
当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、グロースエクスパートナーズ株式会社の2023年９月１日から2024年８月31日までの第17期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。
当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。
当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。
当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任
監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。
監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。
・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係
　会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監　査　報　告　書

当監査役会は、2023年９月１日から2024年８月31日までの第17期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況等について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状態を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適性を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明しました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査の結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年10月22日

グロースエクスパートナーズ株式会社　監査役会

常勤社外監査役　香川朋啓　印

社外監査役　内田裕二　印

社外監査役　久保田良則　印

以上

議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類

議決権の代理行使の勧誘者　　グロースエクスパートナーズ株式会社
代表取締役社長　　渡 邉　伸 一

第１号議案　定款一部変更の件

１．提案の理由

(1) 当社の商号の英文表記を変更するものであります。

(2) 法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備え、補欠監査役に関する規定を新設し、補欠監査役の選任決議の有効期間を定めるため、現行定款第29条について所要の変更を行うとともに、補欠監査役が監査役に就任した場合の任期を明確にする旨の規定を新設するため現行定款第30条について所要の変更を行うものであります。

２．変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線は変更箇所を示しております。）

現行定款	変更案
第１章　総則	第１章　総則
（商号） 第１条　当会社は、グロースエクスパートナーズ株式会社と称し、英文ではGrowth　X Partners,　Inc.と表示する。	（商号） 第１条　当会社は、グロースエクスパートナーズ株式会社と称し、英文ではGrowth xPartners,Inc.と表示する。
第５章　監査役及び監査役会	第５章　監査役及び監査役会
（監査役の選任） 第29条　監査役は、株主総会において選任する。 ２　監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。	（監査役の選任） 第29条　【条文省略】 ２　【条文省略】
【新設】	３　当会社は、会社法第329条第３項の規定に基づき、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。
【新設】	４　前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。
（監査役の任期） 第30条　監査役の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 ２　任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。	（監査役の任期） 第30条　【条文省略】 ２　任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。ただし、前条第３項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合は、当該補欠監査役としての選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることができないものとする。

第２号議案　監査役の報酬額改定の件

当社の監査役の報酬額は、2021年10月28日開催の第14回定時株主総会において、年額30,000千円以内として承認いただき現在に至っております。その後、2024年９月26日に当社株式が東京証券取引所グロース市場へ上場したことに伴い、事業規模の拡大、監査役の担う職務の多様化及びそれに伴う監査役の責務が今後さらに増大すると考えられること等を考慮して、監査役の報酬額を改定することとし、これまでの経済情勢の変化その他諸般の事情を勘案いたしまして、年額50,000千円以内に改定することをお願いするものであります。なお、現時点における監査役の員数は３名（うち社外監査役３名）であり、監査役の員数に変更はありません。

第３号議案　取締役報酬としてのストックオプションによる内容及び条件に関する件

１．提案の理由

当社の企業価値の持続的な向上に対する意欲や士気を高めるとともに、株主の皆様と一層の価値共有を進めることを目的として、当社の取締役に対するストックオプションを目的とした新株予約権を発行いたしたく存じます。

よって、会社法第361条の規定に基づき、当社の取締役に対するストックオプションを目的とした新株予約権に関する報酬等の額及び新株予約権の具体的な内容のご承認をお願いするものであります。

２．報酬の額及び内容

当社の取締役の報酬等の額につきましては、2009年９月26日開催の臨時株主総会において、年間３億円以内とする旨のご承認をいただいておりますが、これとは別枠で、会社法第361条第１項に規定される報酬等として、年間１億円（うち社外取締役につき５千万円）の範囲で新株予約権を付与いたしたく存じます。なお、各事業年度に係る当社定時株主総会の日から１年以内の日に発行する新株予約権の発行上限を1,000個とすることにつき、ご承認をお願いするものであります。

本議案における報酬額の上限及び新株予約権の付与の総数につきましては、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に基づき、当社における取締役の業務執行の状況、貢献度等諸般の事情を総合的に勘案して決定しており、また、株主価値を重視した経営の推進を図ることを目的とするものである一方、ストックオプションの権利行使により発行される株式の発行済株式総数に占める割合も低く、希薄化率は軽微であることから、取締役の報酬等の具体的な内容は相当なものであると考えております。

３．役員報酬であるストックオプションとして発行する新株予約権の内容

(1) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

本新株予約権１個あたりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、当社普通株式100株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。但し、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる１株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割（又は併合）の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割又は資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

(2) 新株予約権と引換に払い込む金額

新株予約権の払込金額は、新株予約権の割当日において新株予約権の公正価額の算定のために一般的に利用されている算定方法により算定される公正価額を基準として当社取締役会で定める額とする。ただし、当社は、新株予約権の割当てを受ける取締役に対し、新株予約権の払込金額の総額に相当する金銭報酬を支給することとし、当該取締役は、この報酬債権と新株予約権の払込金額の払込債務を相殺するものとする。

(3) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、１株あたりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に、付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、本新株予約権を割り当てる日の属する月の前月の各月（取引が成立していない日を除く。）における東京証券取引所における当社普通株式の終値の平均値に1.05を乗じた金額（１円未満の端数は切り上げ）とする。ただし、その価額が本新株予約権の割当日の終値（取引が成立していない場合はそれに先立つ直近取引日の終値）を下回る場合は、当該終値を行使価額とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による１円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（又は併合）の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合（本新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \dfrac{\text{新規発行株式数} \times \text{１株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の１株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式に係る発行済株式総数から当社普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式に係る自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

(4) 新株予約権を行使することができる期間

2026年11月29日から2034年11月28日までとする。

(5) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第１項に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とする。計算の結果１円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(6) 譲渡による本新株予約権の取得の制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

(7) 本新株予約権の行使の条件及び制限

① 新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社関係会社の取締役、執行役員又は従業員であることを要する。但し、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

② 当社普通株式が金融商品取引所に上場されていること。但し、当社の取締役会が認めた場合はこの限りではない。

③ 新株予約権者は、本新株予約権の行使に係る行使価額の年間（１月１日から12月31日まで）の合計額が3,600万円を超えないよう本新株予約権を行使しなければならない。

④ 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
⑤ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授権株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
⑥ 各本新株予約権１個未満の行使を行うことはできない。

(8) 本新株予約権の取得に関する事項
当社は、以下の①から④に基づき新株予約権を取得することができる。当社は、以下の①から④に定める取得の事由が生じた新株予約権を取得する場合、取締役会の決議により別途定める日においてこれを取得するものとする。また、当社は以下の①から④に定める取得の事由が生じた新株予約権の全部又は一部を取得することができ、一部を取得する場合は、取締役会の決議により取得する新株予約権を決定するものとする。
① 当社が消滅会社となる吸収合併若しくは新設合併、当社が分割会社となる吸収分割若しくは新設分割、又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転（以下、これらを総称して「組織再編行為」という。）について、法令上又は当社の定款上必要な当社の株主総会の承認決議（株主総会決議に替えて総株主の同意が必要である場合には総株主の同意の取得、そのいずれも不要である場合には、取締役会の決議）が行われたときは、当社は新株予約権を無償で取得することができる。
② 権利者が下記いずれの身分とも喪失した場合、当社は、未行使の新株予約権を無償で取得することができる。
a.当社又は当社の子会社（会社法第２条第３号に定める当社の子会社を意味し、以下単に「子会社」という。）の取締役、執行役員又は監査役
b.当社又は子会社の使用人
③ 次のいずれかに該当する事由が発生した場合、当社は未行使の新株予約権を無償で取得することができる。
a.権利者が禁錮以上の刑に処せられた場合
b.権利者が当社又は子会社と競合する業務を営む法人を直接若しくは間接に設立し、又はその役員若しくは使用人に就任するなど、名目を問わず当社又は子会社と競業した場合。ただし、当社の書面による事前の承認を得た場合を除く。
c.権利者が法令違反その他不正行為により当社又は子会社の信用を損ねた場合
d.権利者が差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立を受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合
e.権利者が支払停止若しくは支払不能となり、又は振り出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手が不渡りとなった場合
f.権利者につき破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算手続開始その他これらに類する手続開始の申立があった場合
g.権利者につき解散の決議が行われた場合
h.権利者が反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、その他暴力、威力又は詐欺的手法を使用して経済的利益を追求する集団又は個人を意味する。以下同じ。）であること、又は資金提供等を通じて反社会的勢力と何らかの交流若しくは関与を行っていることが判明した場合
i.権利者が本要項又は本新株予約権に関して当社と締結した契約に違反した場合
④ 権利者が当社又は子会社の取締役若しくは監査役又は使用人の身分を有する場合（新株予約権発行後に係る身分を有するに至った場合を含む。）において、次のいずれかに該当する事由が発生した場合、当社は、未行使の新株予約権を無償で取得することができる。
a.権利者が自己に適用される当社又は子会社の就業規則に規定する懲戒事由に該当した場合
b.権利者が取締役としての忠実義務等当社又は子会社に対する義務に違反した場合

(9) その他の条件
その他の条件については、取締役会において決定する。

株主総会会場ご案内図

会　場　東京都新宿区西新宿一丁目26番２号
新宿野村ビル２階
野村コンファレンスプラザ新宿 コンファレンスＢ
TEL：03-5990-5423



＜交通のご案内＞

◆JR・小田急線・京王線
「新宿」駅　西口より徒歩９分

◆東京メトロ丸ノ内線
「西新宿」駅　２番出口より徒歩２分

◆都営地下鉄大江戸線
「都庁前」駅　Ｂ２出口より徒歩６分